参考資料

特定及び認定看護師等養成支援事業　質疑応答集

【補助金申請の可否について】

Ｑ１．特定行為研修や養成課程等（以下、「研修等」）の受講費用や旅費は施設が負担するが、これに関する取扱いを明記している規定等はない。この場合、補助対象となるか。

Ａ１．補助対象事業の実施を確認することができないため、**補助対象として認めることができません**。

Ｑ２．受講費用について、貸付の奨学金として施設が負担し、看護師が決められた年数従事することで返済義務を免除としている。この場合、補助対象となるか。

Ａ２．奨学資金など、**施設から受講者に対して貸付の形をとって支出している**場合は、受講後何年かの当該施設勤務をもって返済不要となるものであっても、**本事業の対象とはなりません**。

【補助対象経費について】

Ｑ３．補助対象経費について、もう少し具体的に教えてほしい。

Ａ３．補助対象経費は下記の表のとおり取り扱うこととしています。

経費区分	内訳	備考
受講料	入学金、授業料、施設設備費、実験実習費及び入学時納付金（学生保険料を除く）	・受講者若しくは施設が受講料として研修等を運営する機関からの請求に基づいて同機関に支出するもの。 ・受講者が用意する教科書代等は含まれません。 ・受験料、認定審査料は対象経費に含まれません。
旅費	受講交通費及び滞在費等	・入学前（入学試験等）に係る諸経費は対象外です。

※施設が受講者に対し、補助対象外の経費分で支給しているものがある場合は、交付申請書別紙（２）「所要額調書」の支出予定額（＝総事業費）に含めて構いません。

Ｑ４．補助金総額の限度額（以下、「限度額」）の考え方や計算方法について教えてほしい。

Ａ４．限度額は、受講者１名毎に定められており、次のとおり算出されます。

（１）研修等の受講期間が１年以内の場合：限度額は「８００，０００円」となります。

（２）研修等の受講期間が複数年（１年を超える）で所定の修業年限内に修了する見込みであると知事が認める場合

：限度額は「８００，０００円 ×（修業年限）」となります。

（例１）今年の４月に入学し、再来年の３月に修了する予定の場合

：修業年限を「２年」とするため、限度額は「１，６００，０００円」です。

（例２）今年の４月に入学し、来年の９月に修了する予定の場合

：研修期間は「１年６ヶ月」ですが、**修業年限を「２年」とみなします**。

そのため、限度額は「１，６００，０００円」です。

○　受講者等の都合により、修業年限を超えて研修等を受講する場合であっても、限度額は「８００，０００円 ×（修業年限）」となりますので、ご留意ください。

○　実施要領上の限度額は、あくまで「**複数年度の通算の限度額合計**」であり、**各年度の補助限度額は、１名あたり「８００，０００円」**となりますので、ご留意ください。

Ｑ５．限度額について、合算した額が事業全体の補助上限額とみなしてよろしいか。

Ａ５．本事業の限度額は「**１名当たりの限度額**」となりますので、各受講者に係る経費を整理いただく必要があります。そのため、**限度額の合計をそのまま事業全体の補助上限額とみなすことはできません**ので、ご留意願います。

（例）仙台市に位置する医療機関で、看護師２名が受講する場合（ともに補助実績なし）

看護師Ａ：受講期間１年、補助対象経費は２，０００，０００円

看護師Ｂ：受講期間１年、補助対象経費は１，２００，０００円

→看護師Ａ、Ｂともに限度額は「８００，０００円」となります。

補助率 1/2 を乗算し、限度額を考慮すると、補助金額は次の通り計算されます。

看護師Ａに対し「８００，０００円」、看護師Ｂに対し「６００，０００円」となり、補助金額の総計は「１，４００，０００円」となります。

Ｑ６．研修等は１年以内に修了できるが、受講期間が年度をまたいでいる。その場合、修業年限や限度額はどのように取り扱うのか。

Ａ６．受講する研修等の受講期間をもとに修業年限を計算するため、１年以内に修了できる場合、受講期間中に年度をまたいだとしても、限度額は「８００，０００円」となります。なお、受講期間は挙証資料等をもって判断するため、不明点等がありましたら県担当者までご相談ください。

Ｑ７．来年の４月に研修機関に入学する予定だが、入学金は来年の３月中（今年度）に支払い、授業料は４月以降（来年度）に支払う予定である。いつの年度の補助金の対象となるか。

Ａ７．**「医療機関が経費を支出する年度」の補助金にエントリー**してください。今回の事例の場合、入学金は今年度の、授業料は来年度の補助金の対象となります。詳細は別紙「補足：補助対象経費の支出時期について」をご覧ください。

【その他】

Ｑ８．令和７年度までに活用した「看護師特定行為研修支援事業」及び「認定看護師課程等派遣助成事業」（以下、「旧事業」）において補助を受けた場合、本事業の補助対象から外れるのか。

Ａ８．旧事業の補助を受けた場合であっても補助対象となります。

Ｑ９．受講者がこれから研修等の入学試験を受験するが、交付決定までに結果が出ない（受講の可否が分からない）可能性がある。その場合であっても申請して問題ないか。

Ａ９．今年度に施設が受講料等を支出する見込みであれば、申請して差し支えありません。なお、交付決定後に、**諸事情により受講ができなくなった、又は今年度に施設が受講料等を支出しない旨が判明した場合、速やかに県の担当者にご連絡ください**。また、入学試験に合格し受講することとなった場合、**実績報告までに合格通知等の写しを県担当者に提出願います**。

参考資料（別紙）

【補足：補助対象経費の支出時期について】

本事業の事業実施期間は、４月１日から翌３月３１日までの１年間（年度）としており、**原則として、事業年度内**で**施設が支出した**対象経費が当該年度の事業費となります。ただし、先に受講者が立替払いをし、後に施設から受講者へ精算払いをした場合等は補助対象（以下、※部分）となります。

【以下、当該年度を**令和ｎ年度**とした場合】

（１）令和ｎ年度受講・支出

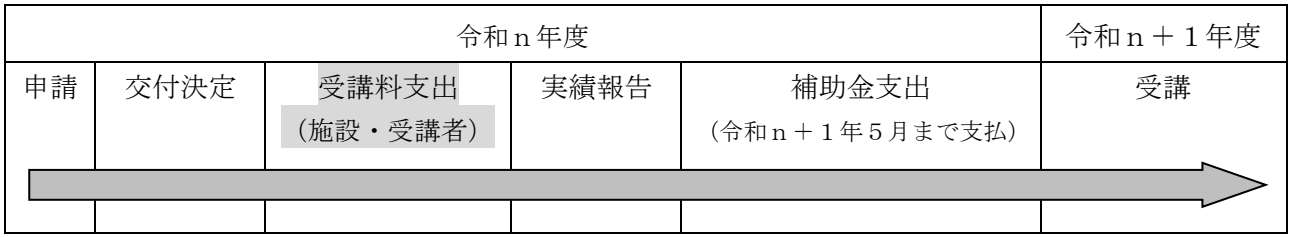


【補助申請時期】　令和ｎ年度の申請となります。

【補助対象経費】　令和ｎ年度に**※施設が支出した**受講料、旅費が対象です。

【注　意　点】　特にありません。

（２）令和ｎ年度支出・令和ｎ＋１年度受講



【補助申請時期】　令和ｎ年度及び令和ｎ＋１年度の申請となります。

【補助対象経費】　○令和ｎ年度

①　令和ｎ年度に**※施設が支出した**受講料、旅費が対象です。

○令和ｎ＋１年度

①　※令和ｎ年度に受講者が立替払いした受講料、旅費のうち、令和ｎ＋１年度に**施設から受講者へ支払う**ものが対象です。

②　令和ｎ＋１年度に**※施設が支出した**受講料、旅費（①以外）が対象です。

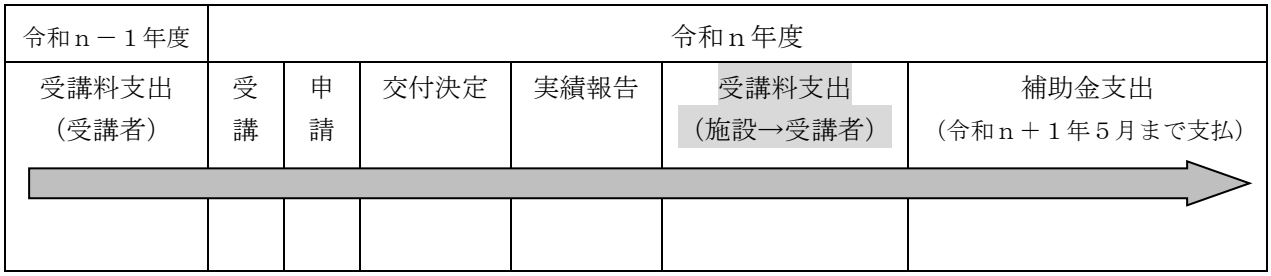
【注　意　点】　・受講決定通知書等の根拠資料が必要です。

・研修修了後に、修了証書の写しを御提出ください。

・同一受講者の場合、令和ｎ＋１年度の補助上限額は、限度額（８００千円に修業年限を乗じた金額）から令和ｎ年度までに補助を受けている額を控除した額となります。

※受講期間が令和ｎ年度から令和ｎ＋１年度にまたがる場合も同様となります。

（３）令和ｎ－１年度支出・令和ｎ年度受講



【補助申請時期】　令和ｎ年度の申請です。

【補助対象経費】　・令和ｎ年度に**※施設が支出した**受講料、旅費が対象です。

・※令和ｎ－１年度に受講者が立替払いした受講料、旅費のうち、令和ｎ年度に**施設から受講者へ支払う**ものが対象です。

【注　意　点】　・令和ｎ年度中に施設から受講者へ支出した証憑資料が必要です。

・**令和ｎ－１年度**支出は、**受講者の立替払いに限ります**。

※令和ｎ－１年度に施設が支出した場合であっても、その支出が令和ｎ年度受講費用の前払い等であって、後に**令和ｎ年度予算として支出処理される場合**については、その処理が証明できる証憑資料（予算書、支出明細書等）を添付することで、補助対象と認められる場合があります。

なお、金額未確定の部分は、事業実績までに確定させる必要があります。また、支出予定がなくなった場合は、判明した時点で速やかにご連絡ください。